

答 申

1 審査会の結論

福岡県知事（以下「実施機関」という。）が、令和2年11月19日付け2疾病第4852号で行った公文書非開示決定（以下「本件決定」という。）により非開示情報とした部分のうち、実施機関が新型コロナウイルス感染症患者個人に対して調査し作成又は取得した公文書において、実施機関が公表した内容と一致する部分並びに調査票の項目名等の情報であって、感染症患者個人に関する情報が読み取れない部分並びに調査担当保健所及び調査担当者に係る情報、患者居住地保健所に係る情報、届出受理自治体名、保健所名及び担当者に係る情報、検査の実施場所及び検査施設名に係る情報の部分については、開示すべきである。

2 審査請求に係る対象文書の開示決定状況

(1) 審査請求に係る対象公文書

審査請求に係る対象公文書（以下「本件公文書」という。）は、「令和2年4月6日までの県域（北九州市、福岡市、久留米市を除く）の新型コロナウイルス感染症の陽性患者に係る新型コロナウイルス感染症（疑似症患者等を含む）基本情報・臨床情報調査票一式」である。

(2) 開示決定状況

実施機関は、審査請求人が福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により行った、「新型コロナウイルス感染者にかかる行動履歴ないし居住市町村」との内容の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に係る公文書のうち、本件公文書については第7条第1項第1号（個人情報）に該当するとして条例第11条第2項の規定により本件決定を行った。

3 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件決定の取消しを求めるものである。

(2) 審査請求の経緯

ア 審査請求人は、令和2年4月6日付けで、実施機関に対し、条例第6条第1項の規定により、本件開示請求を行った。

イ 実施機関は、令和2年4月15日付けで、条例第13条の規定により、本件開示請求に係る公文書のうち相当の部分について開示決定等する期間を令和2年11月

30日に、残りの公文書について開示決定等をする期間を同年12月30日まで延長する旨の決定を行い、審査請求人に通知した。

ウ 実施機関は、令和2年11月19日付けで、本件開示請求に係る公文書のうち、次の(ア)及び(イ)の公文書については、条例第11条第1項の規定によりその全部を開示する決定を、本件公文書については、条例第11条第2項の規定によりその全部を開示しない決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

(ア) 令和2年4月6日までの県域（北九州市、福岡市、久留米市を除く）の新型コロナウイルス感染症の陽性患者に係るプレスリリース資料一式

(イ) 令和2年4月6日までの県域（北九州市、福岡市、久留米市を除く）の新型コロナウイルス感染症の陽性患者発表情報（福岡県オープンデータサイト）

エ 審査請求人は、令和2年12月17日付けで、本件決定を不服として、実施機関に対し、審査請求を行った。

オ 実施機関は、令和3年3月4日付けで、当審査会に諮問した。

4 審査請求人の主張要旨

審査請求書における審査請求人の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 基本情報及び臨床情報調査票については、個人情報であるとしているが、一部開示の余地がないという説明はされておらず、全部非開示としたことについて疑問がある。他の市町村では一部開示となっているものであり、全部非開示となることについて理解することが困難である。
- (2) 本件開示請求から本件決定まで約7か月を要しているが、本件公文書の一式を非開示と決定したことや、併せて本件開示請求に対して開示決定された公文書が、プレスリリース資料及びオープンデータであることは、開示・非開示の決定がなされるまでに長期間を要したことに合理的な理由の説明がつかず、矛盾を感じる。

5 実施機関の説明要旨

実施機関が本件決定を行った理由について要約すると、次のとおりである。

- (1) 本件公文書は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第15条第1項に基づき感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにすることを目的として感染症患者個人に対して実施機関が調査し作成した、個人に関する公文書であり、氏名、性別、生年月日、心身の状況、病歴、健康状態、行動歴等の情報が含まれている。
- (2) 本件公文書に記載されている情報については、氏名等の特定の個人を識別することができる情報を除いたとしても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため、本件公文書を開示することは不相当と考える。

- (3) 審査請求人の、他の市町村では一部開示となっているものであり、全部非開示となることについて理解することが困難であるとの主張については不知。
- (4) 本件開示請求から本件決定までに7か月の長期間を要したことについては、開示請求翌日に新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態が発生した旨が宣言されるなど、感染症対策等に係る業務が繁忙であったことに加え、本件公文書が220枚程度の量があったことから、開示決定等の期間に概ね8か月を要すると見込んで開示決定等特例延長を行ったものであり、開示請求の事務処理については、感染症対策等に係る業務が繁忙である中で十分な時間を割くことが出来ず、長期の期間を要したものである。

6 審査会の判断

(1) 本件公文書の性格及び内容

本件公文書は、感染症法第15条第1項に基づき感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにすることを目的に作成された公文書であり、国立感染症研究所作成の新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領に基づく調査票（調査票添付1、2-1、3-1、3-2）その他任意の書式により、実施機関が積極的疫学調査として作成又は取得した公文書で構成されている。

(2) 条例第7条第1項第1号該当性について

ア 本号本文該当性について

本件公文書は、実施機関が新型コロナウイルス感染症患者個人に対して調査し作成又は取得した公文書であり、全体として感染症患者個人に関する情報が記載されたものと認められ、かつ、本件公文書には各感染症患者の氏名、生年月日等の特定の個人が識別できる情報が記載されている。

このことから、実施機関が非開示とした本件公文書は、記載された情報の全てが、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）に該当するものと判断される。

イ 本号ただし書イ該当性について

(ア) 本号ただし書イの趣旨

本号ただし書イは、個人情報に該当する場合であっても、「法令及び条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」については、あえて非開示にして保護する必要性に乏しく、本号の非開示情報から除くこととしたものである。

「慣行として」とは、慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として公にされていること又は公にすることが予定されていることで足りる。

また、「公にされ」とは、当該情報が現に公衆が知り得る状態に置かれていれば足り、現に周知の事実である必要はない。

(イ) 本号ただし書イ該当性の判断

感染症法第16条の規定により、都道府県知事には、同法第12条から第15条までの規定により収集した感染症に関する情報について、感染症の発生の状況、動向及び原因に関する情報並びに当該感染症の予防及び治療に必要な情報を、個人情報保護に留意の上、インターネット等により積極的に公表する義務が課されている。

本件開示請求においても、実施機関が調査した感染症患者に関する情報のうち公表したものについては、公表資料一式として全部を開示する決定を行っており、当該資料には、感染症患者の年代、性別、居住地、職業、症状、経過、行動歴、現在の症状等の情報が記載されている。

このことから、本件公文書に記載された情報のうち、実施機関が公表した内容と一致する部分については、本号ただし書イに該当することから、開示すべきである。

ウ 条例第8条第2項適用可能性について

審査請求人は、審査請求書において、実施機関が個人情報であるとする本件公文書について一部開示の余地がなく、全部非開示としたことについては疑問がある旨主張している。

本件公文書については、前述のとおり、その全体が個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものに該当すると認められるものであるが、条例第8条第2項の規定による部分開示の可否について、以下検討する。

(7) 条例第8条第2項の趣旨

条例第8条第2項は、開示請求に係る公文書に個人識別情報（非開示情報）が記録されている場合に、個人識別性のある部分を除くことによる部分開示について定めたものである。

個人識別情報は、通常、特定の個人を識別し得る部分（例えば、氏名、住所等）とその他の部分（例えば、当該個人の行動記録）から成り立っており、その全体がひとつの非開示情報を構成するものである。

このため、同条第1項の規定だけでは、個人識別情報については全体として非開示となることから、氏名等の部分だけを除いて残りの部分を開示しても個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、個人識別性のある部分を除いた残りの部分については、条例第7条第1項第1号の情報に含まれないものとみなして、他の非開示条項に該当しない限り、部分開示とするよう、個人情報についての特例規定を設けたものである。

(イ) 条例第8条第2項適用可能性の判断

審査請求人の主張に対し、実施機関は、本件公文書に記載されている情報については、氏名等の特定の個人を識別することができる情報を除いたとしても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため、本件公文書を開示することは不相当と説明している。

確かに、本件公文書については、前述のとおりその記載内容全体が感染症患者の個人情報に該当すると認められるものであり、その多くは、感染症患者個人の健康状態に関する情報や詳細な行動歴・接触歴等に関するものであるため、実施機関が述べるように、個人を識別することができる情報を除いたとしても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であると認められる。

一方で、積極的疫学調査実施要領に基づく調査票については、その様式が公表されている。このような点を踏まえると、調査票の項目名等の情報については、感染症患者の個人に関する情報が読み取れない限りにおいては、公にしたとしても、感染症患者個人の権利利益を害するものとは認められず、本項の適用により、区分して開示することが妥当である。

また、本件公文書に記載の情報のうち、調査担当保健所及び調査担当者に係る情報、患者居住地保健所に係る情報、届出受理自治体名、保健所名及び担当者に係る情報、検査の実施場所及び検査施設名に係る情報の部分については、公表資料において明記がなくとも、感染症患者の居住地等の情報が公表されていることを踏まえれば、開示したとしても感染症患者個人の権利利益を害するものと認められるものではない。なお、調査担当者に係る情報、届出受理担当者に係る情報については、担当した保健所職員の個人情報にも該当するものであるが、条例第7条第1項ただし書ハにより、公務員等の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職及び氏名は非開示情報から除かれるものである。

したがって、調査担当保健所及び調査担当者に係る情報、患者居住地保健所に係る情報、届出受理自治体名、保健所名及び担当者に係る情報、検査の実施場所及び検査施設名に係る情報の部分について、本項の適用により、区分して開示することが妥当である。

以上の理由により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。